

自閉症・情緒障害特別支援学級に関するQ&A

質問と回答	
1	自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）」とは、どのような学級ですか
	知的発達に遅れがなく、自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので、又は主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので対象とする学級で、特別支援教室の指導では課題の改善が難しい児童・生徒のために、小集団（1学級8人編成）で継続的に指導を行う固定の学級です。
2	「自閉症・情緒障害特別支援学級」と「特別支援教室」の違いは何ですか
	特別支援学級では、一斉指示を理解することに困難があったり、周囲の環境に対してストレスを感じてしまったりするお子さんを対象としていることから、子ども一人ひとりの障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行います。 特別支援教室では、大部分の授業を通常の学級で学び、一部の授業について当該の子どもの障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために自立活動の指導を行います。
3	「自閉症・情緒障害特別支援学級」に在籍することにより、どのような効果がありますか
	自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）では、8人以下の少人数学級で、自立活動の時間を設定するとともに、各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動との密接な関連を図り、学習効果を一層高める指導が行われます。
4	入級対象はどのような児童・生徒ですか
	①自閉症またはそれに類するもので他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので ②主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので
5	自閉症と注意欠陥多動性障害の両方の診断が出ている場合は入級対象ですか。
	注意欠陥多動性障害のお子様の学びの場は、特別支援教室での指導になります。
6	参考資料の※6に「多動とみなされる行動がみられる場合も、特別支援教室での指導対象」とあります。「多動とみなされない」行動の具体例を教えてください。
	小学校であれば45分授業となるため、45分間椅子に座っていられることが一つの基準となります。
7	参考資料の②「知的発達の遅滞がなく」には、何点以上といった基準がありますか。
	一般的な基準はありますが、数値だけで判断するのではなく、医師の診断や学校での様子を調査したうえで判断します。
8	令和7年4月に入級対象の児童・生徒について
	令和7年度の入級対象学年は、小学校2年生から6年生及び中学校1年生のみとします。

9	小学校新1年生は対象としないのですか
	小学校に入学する新1年生には、まず、通常の学級に在籍し、必要に応じて特別支援教室での指導を受けていただき、特別支援学級での指導が必要との場合は転学相談をしていただくことになります。
10	入級を希望する場合の手続の流れについて
	<p>【現在、小学校1年生から5年生のお子さん】</p> <p>「転学相談」になりますので、在籍校にご相談ください。その後、保護者から学務課に転学相談の申し込みが必要です。</p> <p>【小学校6年生のお子さん】</p> <p>「就学相談」の申し込みが必要です。学務課にご連絡ください。</p> <p>【申し込み後の流れ】</p> <p>医師の診断書の提出が必要です。心理検査結果がある場合はご提出いただきます。在籍校での様子等を見させていただき、すべての資料を基に、就学相談委員会で対象となるか否かの判断をします。</p> <p>お子様の様子によっては、別の支援をお勧めする場合があります。</p>
11	年度途中の入級や退級は可能ですか
	<p>入級については、4月の進級時のみとします。</p> <p>退級については、年度途中も可能です。障害による課題の改善が見られた場合に、転学による児童・生徒への負担を考えながら、特別支援学級設置校と保護者で検討します。一人ひとりの状況を個別に検討するので、一律の基準はありません。</p> <p>なお、退級した際の転学先の学校は、原則として、特別支援学級に入級する前に在籍していた学校になります。</p>
12	退級（転学）後に、特別支援教室（まなび・ゆうあい）の指導を受けられますか
	転学先の学校とご相談ください。特別支援教室の指導が必要であれば入室できます。ただし、時間割等の関係ですぐに指導が始められないこともあります。
13	登下校時について
	<p>原則として小学校のお子さんについては、登下校の安全確保のため送迎をお願いします。</p> <p>登下校時には、徒歩または公共交通機関をご利用ください</p>
14	小学校の通学は保護者の付き添いが必要だが、一人で登下校できるようになった場合、付き添いを不要にできますか。
	原則は保護者の付き添いが必要ですが、学年が上がり安全面などの課題がクリアできれば学校との相談になります。
15	通学区域はありますか
	通学区域は定めません。ただし、小学校は児童の安全面から登下校時に保護者等の送迎が必要になります。
16	通学にかかる交通費の補助はありますか
	通学費については、特別支援教育就学奨励費による補助があります。（支給要件があります）

17	医師の診断書と心理検査結果について
	医師の診断書は墨田区指定の様式があります（医師診察記録） 心理検査については他機関で受けている場合は検査結果報告書を提出してください（数値等の記載があれば様式は問いません）。
18	来年度以降も自閉症・情緒障害特別支援学級を増やす考えはありますか。増やす場合、知的の固定学級がない学校に設置することになりますか。
	支援が必要なお子さんが多ければ学級数を増やすことを検討しますが、その場合は今回設置した3校の学級増よりも設置校を増やすことを検討したいと思います。また、設置校も地域のバランス等を含め検討して行きます。
19	学習内容はどのような内容ですか
	通常学級の教育課程に準じますが、一部の授業において、自立活動の時間を設けます。 また、通常の学級との交流及び共同学習を行います。
20	自立活動とはどのようなものですか
	自立活動とは障害のある児童・生徒が自分の力で生きていくために必要な知識や技能を学ぶ教育のことです。 たとえば、体の動かし方や話し方、友達と仲良くする方法、自分の気持ちを落ち着かせる方法などを学びます。
21	指導時間や内容はどのようにになりますか
	自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）では、知的障害のない自閉症の児童・生徒を対象としています。自立活動の指導の時間を確保するために、各教科等の授業時数を減ずるに当たっては、各教科の授業時数を十分に確保できるようにします。自立活動の授業内容を児童・生徒の障害特性に応じて、検討・精選し、各教科の内容が指導できるようにします。
22	多学年が在籍することで授業内容はどのように進めるのですか
	学級での授業のほか、実技等の授業は、対象学年の通常学級の授業に参加することも考えられます。そのお子さんの状態に合わせて対応します。
23	学校行事への参加方法はどのようにになりますか
	学校行事については、行事の内容と児童・生徒の実態を踏まえ、参加の可否や参加方法（特別支援学級としての参加か、対象学年の通常学級に参加するか等）を検討していきます。
24	クラブ活動に参加することはできますか。
	クラブ活動は通常の教育課程に準ずるため参加することは可能ですが、参加の内容は個々の状況に応じて取り組むことになります。
25	交流及び共同学習はどのように行いますか
	児童・生徒の実態を踏まえ、通常の学級の担任や教科担任と共通理解を十分に図り、各教科の学習のねらいをより効果的に達成できるようにしたり、自立活動等で身に付けた対人関係に関する能力やソーシャルスキルトレーニングに関する能力を通常の学級集団の中でも活用できるようにします。

26	成績表の付け方はどのようになりますか。
	成績表は通常の学級と同一の状況で行います。しかし、所見欄の記述等で日頃の学習活動の遂行状況を学習過程や学習への参加・取組状況に着目して多面的に把握し、本人の努力が正当に認められる評価を行います。
27	高校受験に関してのデメリットはありますか。内申点はつきますか。
	通常の学級の生徒と基本的な考え方は変わりません。内申点についても通常の学級の生徒と同様の基準でつけることになります。
28	先生は何人配置されますか。
	1学級8名の場合、教員2名が配置されます。また、必要に応じて介助のための人員が配置されます。
29	配置する教員の経歴を教えてください。
	配置する教員は現在未定ですが、知識や経験の高い教員を東京都に要望します。
30	学童クラブを希望するときに優遇されることがありますか。
	特別支援学級に在籍している児童は、調整指数が合算されます。

参考資料 「自閉症・情緒障害特別支援学級保護者向け説明会」資料の抜粋です

入級の対象となるお子さん

次の全ての基準に該当する児童・生徒が入級の対象者です。

- ① 墨田区立小・中学校に在籍していること。
- ② 知的発達遅滞がなく、以下のア又はイに該当すること。
 - ア 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
 - イ 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも
- ③ 児童・生徒及び保護者が自閉症・情緒障害特別支援学級への入級を希望していること。

注意事項

- ※1 令和7年度入学予定の新小学校1年生は対象となりません。
- ※2 中学生は、開設後2年間について学年の段階的受け入れを実施し、令和7年度の中学校の入級は新1年生のみとなります。
(令和8年度：1年生・2年生、令和9年度：全学年)
- ※3 年度途中の転学はできません。
- ※4 主治医による診断書の提出が必要です。
- ※5 学習障害、注意欠陥多動性障害は、特別支援教室の指導対象です。
- ※6 自閉症があり、多動とみなされる行動がみられる場合も、※5と同様に特別支援教室での指導対象です。